

「法曹養成制度検討会議」が貸与制を前提とする方向性を打ち出したことに強く抗議し、法曹関係者、国会議員、報道関係者、市民の方々に給費制廃止違憲訴訟への協力を呼びかける新 65 期弁護士声明

2013 年 2 月 4 日 給費制廃止違憲訴訟原告団

1 検討会議の方向性に対する評価

内閣に設けられた「法曹養成制度関係閣僚会議」の下にある「法曹養成制度検討会議」は、2013 年 1 月 30 日、貸与制を前提とした上で、今後、司法修習生間の公平性を確保するために何らかの必要な措置が講じられないか検討すべきであるという方向性を打ち出しました。

この方向性のうち、司法修習生に対して必要な措置を講じることを検討する姿勢は評価できます。その背景には、検討会議で給費制の復活を強く訴えた委員の方の強い思いがあることは想像に難くありません。私たちは、給費制の復活や司法修習生に対する措置を主張された委員の方々に対し、敬意と感謝の意を表します。今後、私たちは、必要な措置を具体化するにあたって、司法修習生の経済的不利益を真摯に考慮して頂くよう、検討会議の議論状況を見守っていきたいと思います。

しかし、この検討会議の方向性には次のような問題点があります。

まず、貸与制に関する議論をしたのは実質 1 回のみで、議論が拙速です。

また、検討会議の方向性は貸与制を前提としており、かつ、「司法修習生間の公平を是正するために必要な措置」は転居費等の手当を支給することを念頭に置いているようであり、依然として、司法修習生は借金せずして最低限の衣食住を確保することすらできない苦しい経済状況におかれ続けることに変わりはありません。これでは、平成 16 年法改正時の衆議院法務委員会附帯決議にある「法曹を目指す者の経済的・時間的な負担を十分考慮し、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにすること」という部分に反してしまいます。

2 給費制の意義

私たちは給費制の復活を求めます。給費制には次の意義があります。

第一に、司法は国民の権利を守るものであり、国費で法律家を育てることにより、法律家の公共心が醸成され、市民のための法律家が育つこととなります。

第二に、戦後の司法の民主化を受けて、統一修習とともに給費制が開始されたという歴史的経緯も重要です。

第三に、給費制には、修習に専念するために生活を保障することで、経済面からみた人材の多様性を確保するという意義もあります。

しかし、2011年11月から貸与制が導入され、既にこの第三の意義について多大な影響が生じています。新第65期司法修習生の87%が貸与制を利用し、約300万円の借金を背負うことになりました。しかし、この他に、新第65期司法修習生の半数は、法科大学院時代に平均して約340万円の奨学金を借りており、これらを併せると、半数近くが600万円以上の借金を背負っていることとなります。さらに、現在は弁護士人口の増加によって弁護士の収入は激減しており、借金の返済が困難になってきています。弁護士業務を開始する時点でこれほど多くの借金を背負うことは、大きな精神的負担になり、ひいては今後、経済的利益の高い事件を選ぶ傾向が助長されかねません。

また、近年は法曹志願者が大幅に減少しています。現に、法科大学院への入学に必要とされる法科大学院全国統一適性試験の受験者数は、制度開始時の約5分の1まで減少しています。大学受験では法学部の人気は激減しています。この原因として、弁護士の就職難や司法試験合格率の低迷もあるとは思いますが、貸与制も原因の一つであることに疑いはありません。このままでは優秀な人材が法曹を目指さなくなり、法曹界の人材確保が困難となります。

以上の弊害から、私たちは給費制の復活を強く望みます。

3 訴訟に対するご協力をお願い

(1) 検討会議が司法修習生の声を重視せず、貸与制を維持する結論を出したため、私たちは、やむなく給費制廃止違憲訴訟を提起することにしました。

提訴は、可及的速やかに行うことを予定しています。現在、全国から原告が約190名、代理人が約300名集まっています。

提訴する以上、私達は全力で勝訴を目指します。しかし、この訴訟を通じて一人でも多くの国民の皆様がこの問題を知って頂き、この国の法曹養成制度のあり方について多くの方に関心を持って頂きたいと思っています。その上で、給費制の問題を政治的に解決することも重要です。給費制復活の声を広め、法曹界にとどまらず、国民全体で給費制復活を求めていくことが急務です。

(2) 報道関係者や国民の方々へ。ぜひこの問題を知っていただき、周りの方に伝えて頂きたく存じます。給費制は市民のための法律家を育てるための制度ですので、給費制の維持は市民の方々の権利を守ることに繋がります。3月には検討会議の意見に関するパブリック・コメントが実施されますので、ぜひ給費制の復活を求めのご意見を書いて頂きたく思います。

国会議員の方へ。ぜひこの問題に共感を寄せて頂き、給費制の復活にご協力ください。今も貸与制のせいで大勢の若者が法曹となる選択肢を奪われたり、苦しみながら法曹を目指すことを余儀なくされています。これでは優秀

な若者が法曹を目指さなくなり、日本の法曹界の行く末が危ぶまれます。

新 65 期の法曹の方へ。ぜひ原告に加わり、ともに給費制の復活に向けて頑張らしましょう。そして、周りの方々にこの問題を広めて下さい。

66 期の司法修習生の方へ。私たちも貸与制の中で大変な思いをしました。私たちは、後輩の皆さんが安心して修習できるよう頑張りますので、どうか私たちの行動を見守っててください。

新 65 期以前の法曹の方へ。ぜひ代理人に就任していただき、また、周りの新 65 期に原告となるよう勧めて頂きたく存じます。加えて、弁護士会の方はぜひ訴訟を支援する旨の決議をして頂くようお願い致します。

(3) さまざまな力を合わせて、引き続き、給費制の復活に向けて頑張らしましょう。給費制廃止違憲訴訟原告団は、給費制の復活を願ってやみません。

以上